

非常変災時の学校対応について

1 特別警報

状況	保護者および学校対応
生徒が登校する以前に特別警報が発表されている場合	○自宅待機。
自宅待機後、特別警報が解除された場合	○学校から学校再開の指示があるまでは自宅待機とする。 (教職員が通学路と校内の安全を確認した上で家庭に学校再開の連絡をする) ※午前6時を過ぎても学校再開の指示がない場合は、その日は休校とする。 ※学校再開の指示があっても、生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)
生徒の登校後に、特別警報が発表された場合	○即刻授業等の活動を中止し、生徒の生命と安全を確保する最善の対応を迅速に行い、特別警報解除までは生徒を安全な場所に留め置く。 ・大雨→教室または体育館で待機 ・暴風→教室または体育館で待機 ・地震→運動場への避難 ・津波→校舎等の損傷がある場合は、本郷公園へ避難 校舎等の損傷がない場合は、屋上への避難 ※保護者から生徒の引き取り要請があった場合、安全に帰宅できると判断できる場合は引き渡す。
学校に留め置いた後、特別警報が解除された場合	○生徒を安全に下校させようと判断できるまでは、下校させない。 (教職員が通学路の安全を確認した上で、下校の判断をする)

【特別警報とは】

- ・数十年に一度の大雨、強度の台風が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」等の特別警報として発表される。(過去の例：伊勢湾台風、九州北部豪雨、平成25年9月台風18号)
- ・大津波や震度6弱以上の地震が予想される場合、大規模な災害の発生が予想され、ただちに命を守る行動とる必要がある場合に出される。(過去の例：東北地方太平洋沖地震)

2 暴風警報や非常変災

(1) 登校前

状況	保護者および学校対応
暴風警報、暴風雪警報	○午前6時00分までに解除された場合→平常どおりの授業を行う。 ○午前6時00分を過ぎても解除されないとき→休校とする。
洪水警報、大雨警報、大雪警報	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)
落雷、豪雨、道路の冠水、河川の氾濫、がけ崩れ、家屋の倒壊、大規模停電等	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※生徒の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、保護者の判断で登校を見合わせる事ができる。(保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせる場合は、欠席や遅刻とはしない。)

(2) 登校後

状況	保護者および学校対応
暴風警報、暴風雪警報	○安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させる。 ※生徒の安全な下校に支障をきたす状況の場合は、危険がなくなるまで学校に留め置く。
洪水警報、大雨警報、大雪警報	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ※気象庁などの情報をもとに、危険が増大すると判断した場合には、日程を変更し、下校させることもある。
落雷、豪雨、道路の冠水、河川の氾濫、がけ崩れ、家屋の倒壊、大規模停電等	○原則として、平常どおりの授業を行う。 ○生徒の安全な下校に支障をきたす状況の場合は、危険がなくなるまで学校に留め置く。

※生徒を下校させるにあたっては、必要に応じて通学団下校の形態をとり、教職員が引率する。

3 甚大な被害を伴う大規模地震発生時の対応

① 登校前

- ・学校再開の指示があるまでは休校とする

② 登校後

- ・直ちに授業等中止し、学校内の安全な場所に避難し、留め置く。
- ・原則、保護者引き渡しとする。

※安全な帰宅が懸念される場合は、生徒を保護者とともに、学校内に留め置く。

4 「南海トラフ地震臨時情報」が提供された場合

南海トラフ地震臨時情報は、「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の、4つのキーワードで提供される。いずれの場合にも、通常どおりの教育活動を行うとともに、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。なお、校区の状況を確認しながら、生徒の命を守ることを最優先に、市教委と協議の上、対応について校長が判断する。校外学習中（修学旅行、野外教育活動を含む）の場合は、安全な場所に生徒を集合させた後、帰校する。

5 Jアラート発動時

(1) 登校前・・・学校が生徒の登校に問題がないと判断し、学校から登校の指示（メール配信または個別電話）があるまでは、自宅待機とする。

- ・登校してしまった場合は、校内に留め置く
- ・学校から登校の指示があった場合でも、保護者の方がお子様の安全な登校を懸念するときは、登校を見合わせる事ができる。（保護者の判断で登校させない場合や登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはしない。）
- ・登校の指示があるまでは臨時休校とする。

(2) 登校後・・・被害がある場合や安全な下校ができない状況の場合は、保護者の方に引き取りにきていただきます。

- ・豊橋市が警戒対象となった時点で、授業等を中断し、避難体勢をとらせる。
- ・ミサイル落下場所情報や通過情報によって、「授業の再開」、「保護者への引き渡し態勢への移行」か、を決定する。
- ・保護者への引き渡しと決定した場合、メール配信にて、引き取り要請をする。
- ・保護者への引き渡し場所は原則教室とする。
- ・保護者が引き取りにくるまで校内に留め置き、生徒だけでの下校はさせない。
- ・学校再開の指示があるまでは、臨時休校とする。

6 緊急時の連絡

緊急時には、メール配信システム等を利用し、保護者の皆様に学校の対応を知らせします。

しかし、停電等により、通信手段（配信システムや電話）が機能しなくなる状況に陥ることもあります。その場合は生徒の安全を第一とした動きをとりますので、ご承知おきください。

本件に関する問い合わせ先：本郷中学校 教頭（48-3116）